



鳥取県公報

平成 28 年 7 月 26 日 (火)
号外第 68 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令（9）（人事企画課）・・・2
- ◇ 議会告示 鳥取県議会議員の外国旅行の旅費に関する取扱規程（6）（議事・法務政策課）・・・3

訓 令

鳥取県訓令第 9 号

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 7 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程（平成28年鳥取県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

区 分	特定航空旅行の場合			特定航空旅行及び北東アジア地域等への航空旅行以外の場合			北東アジア地域等への航空旅行の場合		
	ビジネスクラスの旅客運賃	上級エコノミークラスの旅客運賃	エコノミークラスの旅客運賃	ビジネスクラスの旅客運賃	上級エコノミークラスの旅客運賃	エコノミークラスの旅客運賃	ビジネスクラスの旅客運賃	上級エコノミークラスの旅客運賃	エコノミークラスの旅客運賃
特別職の職員	知事及び副知事	○		○				○	
	教育委員会の委員等		○		○				○
	その他		○			○			○
一般職の職員	7 級以上の職務にある者		○		○				○
	6 級及び 5 級の職務にある者		○			○			○
	4 級以下の職務にある者			○		○			○

備考 1 上表に規定する旅客運賃の区分がない場合には、当該区分の直近下位の区分とする。

2 「特定航空旅行」とは、次に掲げるものとする（以下同じ。）。

(1) 本邦と次に掲げる地域以外の地域との間の航空旅行

インドネシア、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ハワイ諸島、グアム、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスク

(2) (1) 以外の場合であって、一の旅行区間における所要航空時間が 8 時間以上の航空旅行（北東アジア地域等への航空旅行を除く。）

3 「北東アジア地域等への航空旅行」とは、本邦とソウル、仁川、釜山、済州、北京、煙台、南京、大連、延吉、温州、天津、上海、寧波、青島、ハルビン、済南、長春、杭州、福州、瀋陽、台北、高雄、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスクの地域との間の航空旅行をいう（以下同じ。）。

別表第 3（第 4 条関係）

区 分	特定航空旅行の場合			特定航空旅行及び北東アジア地域等への航空旅行以外の場合			北東アジア地域等への航空旅行の場合		
	ビジネスクラスの旅客運賃	上級エコノミークラスの旅客運賃	エコノミークラスの旅客運賃	ビジネスクラスの旅客運賃	上級エコノミークラスの旅客運賃	エコノミークラスの旅客運賃	ビジネスクラスの旅客運賃	上級エコノミークラスの旅客運賃	エコノミークラスの旅客運賃

特別	知事及び副知事	○			○			○	
職の	教育委員会の委員等	○			○				○
職員	その他	○				○			○
一般	7 級以上の職務にある者	○			○				○
職の	6 級及び 5 級の職務にある者	○				○			○
職員	4 級以下の職務にある者		○			○			○

附 則

この訓令は、平成28年7月26日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第 6 号

鳥取県議会議員の外国旅行の旅費に関する取扱規程を次のように定める。

平成28年7月26日

鳥取県議会議長 齊 木 正 一

鳥取県議会議員の外国旅行の旅費に関する取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第 47号）第 7 条第 2 項第 8 号の規定による鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の外国旅行の旅費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(外国旅行における宿泊料等の取扱い)

第 2 条 議員の外国旅行における日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、宿泊料について必要な額に増額調整することができる。

(1) 主催者等により宿泊施設があらかじめ指定されている場合

(2) 公務上の必要により宿泊施設又は宿泊区域が限定される場合であって、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるとき

(3) 旅行先の宿泊施設の料金及び安全確保等の実情により、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められる場合

(4) 旅行の直前に命令された旅行又は急な命令の変更のあった旅行において、宿泊施設の確保が困難であるため、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められる場合

3 議員（その依頼を受けた議会事務局職員を含む。）は、外国旅行における宿泊施設の利用において、次に掲げる事項に注意するものとする。

(1) インターネットを利用する等して、旅行先の宿泊施設に関する最新の情報を可能な限り直接収集し、経済的な宿泊施設の選定に努めること。

(2) 旅行代理店に宿泊施設の予約の代理、取り次ぎ又は媒介を依頼する場合には、あらかじめ第 1 項に規定する宿泊料の額を示し、原則として宿泊料金が当該金額の範囲内である宿泊施設を選定するように指示すること。

(3) 前号の依頼の際には、旅行用務の内容及び旅行先の宿泊施設の実情等を勘案し、合理的と認められる範囲で、宿泊施設の設備、衛生管理、立地その他の条件について必要な水準が確保されていることを確認するとともに、複数の旅行代理店から見積りを徴する等の方法により、適正価格の把握に努めること。

(外国旅行の航空賃の取扱い)

第 3 条 議員の外国旅行における航空賃は、別表第 2 に定める旅客運賃の範囲内の実費額とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、別表第 3 に定める旅客運賃の範囲内において増額調整することができる。

- (1) 議員の健康上の理由により、航空旅行に伴う身体的な負担を軽減しなければ、公務遂行に支障をきたすおそれがある場合
 - (2) 賓客に同行する旅行において同じ客室に搭乗しなければ、公務遂行に支障をきたすおそれがある場合
 - (3) 公用の携帯手荷物が重量制限を超過する場合であって、加算額を勘案すると上位の級の旅客運賃によることが経済的であるとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、議員が前項に規定する旅客運賃を超える航空旅行をすることがやむを得ないと認められる場合
- (増額調整の必要性の判断)

第 4 条 議長は、議員について第 2 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により増額調整を行う場合において、その必要性の判断に際しては、知事及び副知事の例を参酌する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 26 日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

別表第 1 (第 2 条関係)

日当 (1 日につき)				宿泊料 (1 夜につき)				食卓料 (1 夜につき)
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円

備考

- 1 「指定都市」とは、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域をいう。
- 2 「甲地方」とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域 (国家公務員等の旅費支給規程 (昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「支給規程」という。) 第 17 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する北米地域、欧州地域及び中近東地域をいう。) のうち、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア並びに指定都市を除いた地域をいう。
- 3 「丙地方」とは、アジア地域 (本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域 (支給規程第 17 条第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に規定するアジア地域 (本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域をいう。) のうち、インドシナ半島 (シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょ並びに指定都市を除いた地域をいう。
- 4 「乙地方」とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域 (本邦を除く。) をいう。

別表第 2 (第 3 条関係)

区 分	ビジネスクラスの旅客運賃	上級エコノミークラスの旅客運賃	エコノミークラスの旅客運賃
北東アジア地域等への航空旅行の場合		○	
上記以外の航空旅行の場合	○		

備考

- 1 上表に規定する旅客運賃の区分がない場合は、当該区分の直近下位の区分とする。
- 2 「北東アジア地域等への航空旅行」とは、本邦とソウル、仁川、釜山、済州、北京、煙台、南京、大連、延吉、温州、天津、上海、寧波、青島、ハルビン、済南、長春、杭州、福州、瀋陽、台北、高雄、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスクの地域との間の航空旅行をいう (以下同じ。)

別表第 3 (第 3 条関係)

区 分	ビジネスクラスの旅客運賃	上級エコノミークラスの旅客運賃	エコノミークラスの旅客運賃

		客運賃	運賃
北東アジア地域等への航空旅行の場合	○		
上記以外の航空旅行の場合	○		